

○東海村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例

昭和 5 5 年 3 月 2 4 日

条例第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 東海村営土地改良事業に要する経費について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条の規定に基づき分担金を徴収するほか土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号。以下「法」という。）第 9 6 条の 4 第 1 項において準用する法第 3 6 条の規定により当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第 3 条に規定する資格を有する者に対して金銭夫役又は現品を賦課徴収する場合には、この条例の定めるところによる。

(平 2 4 条例 2 7 ・一部改正)

(賦課の基準等の決定)

第 2 条 前条の当該事業に要する賦課の額は、村長が定める。

2 前項の賦課の基準並びに徴収の時期及び方法は、村議会の承認を経て村長が定める。これを変更するときもまた同様とする。

3 前項の賦課の基準を定めるに当たっては、当該事業に当たってその施行に係る地域内にある土地の利益を勘案しなければならない。

4 村長が規定する村営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が法第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定による当該事業の工事の完了の公告の日

(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)

の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度）から起算して 8 年を経過しない間に農地以外に転用される場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成されたものに当該農地についての開田が行われる場合において、当該転用に係る農地又は当該開田に係る農地に

つき、法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から法第96条の4第1項において準用する法第36条第1項の規定により当該費用に充てるため、その土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額とする。

(平15条例21・平24条例27・一部改正)

(土地改良区からの徴収)

第3条 第1条に規定する者から金銭を徴収する場合において、その者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する賦課金に代えて、その土地改良区から、その同意を得てこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

(令5条例27・追加)

(夫役の履行)

第4条 夫役を賦課されたものは、その便宜に従い本人自らこれに当たり、又は代人をもって履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(平15条例21・一部改正，令5条例27・旧第3条繰下)

(賦課に対する審査請求)

第5条 第2条の規定による賦課金又は夫役現品の賦課を受けた者は、その賦課を受けた日から3月以内に村長に対して審査請求をすることができる。

2 村長は、前項の規定による審査請求があったときは、同項に規定する期間満了後30日以内にこれを裁決しなければならない。

(平15条例21・平28条例19・一部改正，令5条例27・

旧第4条繰下)

(賦課徴収の延期等)

第 6 条 村長は、天災その他特別の事情がある場合に限り村議会の議決を経て賦課の徴収を延期し、又は賦課を減免することができる。

(令 5 条例 2 7 ・旧第 5 条繰下)

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

(令 5 条例 2 7 ・旧第 6 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年条例第 2 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年条例第 2 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年条例第 1 9 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (令和 5 年条例第 2 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。